

1. 基本理念及び運営方針

◎基本理念

<p>法人の 基本理念</p>	<p>東京聖労院は、「その時代時代の社会福祉課題」に「無私無欲」「先駆性」「開拓性」の精神で果敢に取り組み、その成果を以って公の利益に資するものとして存在します。</p> <p>東京聖労院は、「四恩報謝」(天地、父母、国、衆生の恩に報い、感謝するところ)の教えに根本を置いた「聖労」(報いを求めない聖き労働)を実践し、「地域とともに育つ」ことを常に忘れず、社会福祉の目的の実現をめざします。</p>
<p>児童施設の 基本原則</p>	<p>児童は、「保護の対象」ではなく「権利行使の主体」であり、児童の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を擁護し、児童にとっての最善の利益を考え、健やかな成長を実現するために、親、地域、行政、関係機関等と連携、協力して児童福祉事業の運営に取り組みます。</p> <p>北区の児童館の歴史、北区子どもセンターの基本方針・事業計画等を十分に理解し、地域の方々、団体等と真摯に向き合い信頼関係を構築しながら、児童館・学童クラブ事業の運営に取り組みます。</p>

◎運営方針と目標

「児童と親と地域が望む 健全育成の未来を拓く いのち輝く子どもセンター」

＜乳幼児親子の居場所となり、子育てにかかわるすべての人を支援します＞

- ① 妊娠期からスタートする「親育ち子育て」中のだれもが安心して過ごし交流できる居場所となるよう努めます。
- ② 親子の仲間作り、子育てに関する情報提供・相談機能をより一層充実させます。
- ③ 乳幼児親子一人ひとりと向き合い、様々な問題の早期発見と対応に取り組みます。

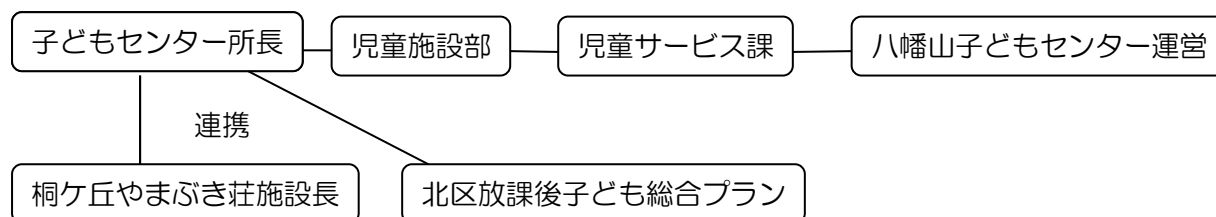
＜十条の子育てネットワークの基地局として、地域と連携しながら機能を充実させていきます＞

- ① 地域や近隣施設と連携し、祭りやイベントを通じて子育て支援ネットワークを強化します。
- ② 子どもと家庭を見守る地域づくりを進め、特別な配慮が必要な児童、家庭を支援します。
- ③ 放課後子ども総合プラン、中高生活動と連携し、適切な居場所としての役割を果たします。

＜子育てを楽しめる魅力のある活動を行います＞

- ① 来てよかった、また来たいと思われるような日常活動を行うよう工夫します。
- ② 季節の行事や日本の伝統の紹介などを取り入れ、幼児や若い保護者にも文化を伝承していくよう努めます。
- ③ 小中学生はジュニアボランティアとして活躍することで、乳幼児の保護者に我が子の成長した姿をイメージしやすくなるよう、また乳幼児にとっては憧れのお兄さんお姉さんとなるよう育成していきます。

2. 職員組織機構



3. 開館日時

東京都北区立八幡山子どもセンターの管理に関する仕様書に基づき、開館日時等について次のとおり行う。

開館時間（児童館） 午前9時30分から午後5時30分

開館曜日 月曜日から土曜日

（ただし、年末年始の12月29日～31日、並びに1月1日～3日は休館とする。）

休館日 日曜、国民の祝日に関する法律に定める休日